

## 群馬県障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において行うものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 本補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うとされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 本補助金は、令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」及び令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（これら2つの実施要綱を合わせて以下「国実施要綱」という。）並びに本要綱第5条に基づき、群馬県内に所在する障害福祉サービス事業所等が行う人件費の改善又は職場環境等の改善事業を対象とする。

2 本補助金の交付対象となる者は、群馬県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

3 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

### (交付額の算定方法)

第4条 本補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業所等ごとに、当該各号に定める式により算定した額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

- 一 別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設

以下の式により障害福祉サービス等利用者ごとの補助額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに補助額を合計する。さらに次条に規定する職場環境改善等の取組を行う事業所等については、当該合計額の10分の4の額を加算する。なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

利用者ごとの補助額＝ 基準月の障害福祉サービス等総報酬×サービス類型別交付率

- ※ 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。基準月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。  
なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含むこととする。
- ※ 交付率はサービス類型及び国実施要綱6に規定される要件別に設定された別紙1表1に掲げる交付率とする。

## 二 別紙1表2のサービス区分に掲げる事業所

以下の式により相談支援事業所利用者ごとの補助額を算出し、相談支援事業所ごとに補助額を合計する。なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

利用者ごとの補助額＝ 基準月の障害福祉サービス等総報酬×サービス類型別交付率

- ※ 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。基準月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。
- ※ 交付率はサービス類型及び国実施要綱6に規定される要件別に設定された別紙1表2に掲げる交付率とする。

2 前項に規定する基準月は、原則、以下のいずれかに定める月とする。ただし、当該月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができる。

- 一 令和7年12月にサービスを提供している障害福祉サービス事業所等 令和7年12月
- 二 令和8年1月から3月までに新規開設された障害福祉サービス事業所等 初回サービス提供月

3 第1項各号に規定する過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、同年4月10日までに群馬県国民健康保険連合会（以下「審査支払機関」という。）により受理されたものに限り、交付額に反映させるものとする。

### （職場環境改善等の取組）

第5条 国実施要綱に基づく事業に加え、次のとおり、職場環境改善に取り組む事業所等の支援を行う。

#### 一 対象となる事業所等の要件

別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設において、職場環境改善等に向けて、以下のア～ウのいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。なお、群馬県介護・障害福祉人材確保・職場環境改善等支援補助金の交付を受けている事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

ア 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

イ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

#### 二 補助対象経費

障害福祉サービス事業者等は、前条第1項第一号により算定される加算額を、次のとおり、職場環境改善の取組又は賃金改善に充てることができる。

ア 職場環境改善経費

職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

イ 人件費

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る賃金の改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 事業の内容の変更（補助金の額の減額及び軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - 四 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 2 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付申請及び決定）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金計画書（別紙様式2、2-1、2-2及び2-3）を、別に知事が定める日までに提出するものとする。なお、これにより規則第4条第1項による申請があったものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 第6条第1項第2号の規定により事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。

（変更交付申請兼実績報告）

第9条 変更交付申請兼事業実績の報告は、別に知事が定める日までに、障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金変更交付申請兼実績報告書（別紙様式3、3-1、3-2）を提出するものとする。

（補助金の変更交付決定兼額の確定）

第10条 知事は、前条の規定に基づく変更交付申請兼実績の報告を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めるときは、当該事業に係る補助金の変更交付決定兼額の確定をし、通知するものとする。

2 前項による補助金の変更交付決定兼額の確定は、第12条の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

(交付の方法)

第11条 知事は、人件費の改善又は職場環境等の改善事業に係る事業所等の負担が過大とならないよう、審査支払機関により受け付けられた基準月の障害福祉サービス等報酬総額又は障害児通所支援等報酬総額をもとに第4条の規定により算定した交付額について、第7条第2項の規定による交付決定の範囲内で概算払を行うこととし、前条による変更交付決定兼額の確定後、精算するものとする。

2 審査支払機関は、別に知事が定める日までに、事業所等への交付額等（ただし、第4条第1項第一号に規定する加算額を除く）を算出して、知事へ報告するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、事業所等が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
- 三 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

2 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和7年12月から実施した事業を対象とする。

2 この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別紙 1 群馬県障害福祉従事者処遇・職場環境改善緊急支援補助金対象サービス

表 1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援 A 型	11.4%
就労継続支援 B 型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2

サービス区分	交付率
計画相談支援、	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%